

7世紀から8世紀の列島における倭国から日本国への転換の詳細

阿部周一

1. 新日本紀の記述によれば阿毎多利思北孤の時代から幾度となく「日本国号」の使用を隋及び唐に認めさせようとしていたとみられる。理由としてはその「倭」が「雅ではない」という中国資料に書かれた理由がすべてと思われる。しかし「隋」(文帝)は「倭」の「中国」歴代王朝の関係が自王朝まで継続していることを自らの正統性の証明の一助にしようとしたと思われるので、「国号変更」は認めなかったと思われる。またこの時「天皇」自称も行ったと見られるが、これを「隋」は認めた模様であり、それは「裴世清」がもたらしたという『書紀』に記載された「国書」の中に「倭皇」とあるところから窺える。当然「倭王」であるべきところが「倭皇」となっているのは「造作」ではなく「天皇」自称の追認と見るべき。

2. 中国資料に書かれた国号変更の時点については資料により混乱があるが、それは国内的に倭から日本への変遷に混乱があった証明といえる。ただし日本側資料との整合性を考えると「白雉5年」(654年)の遣唐使についての記述と中国側資料における「日本国号」変更理由として書かれた記事が同一時点の記事と判断される。この中国側資料『旧唐書』に書かれた「或る云う」の発言は当然「遣唐使団」の代表的人物への問いかけに対する答えが書かれているとみるべきであり、並び順から見て問題の「日本旧小国併合倭地」はこの時の「副使」である「薬師惠日」の発言と推察される。前二人と比べ明らかに意味が異なるものであり、単なる国号変更ではないという証言とみるべき。つまり彼によれば倭国そのものの「消滅」を意味すると理解できる。

3. それ以前に「難波」は「難波津」とともに「筑紫王権」の「飛び地」であり「直轄地」であったと理解できる。「難波津」は「筑紫」との交通に使用する「専用港」であり、「王権」と「直接」接続されていたもの。『延喜式』の中に「諸国運漕雑物功賃」つまり「諸国」より物資を運ぶ際の料金を設定した記事があり、それによれば「山陽道」「南海道」の諸国は「海路」による「与等津」までの運賃が記載されており、これらの国は「与等津」へ運ぶように決められていたと思われる。この「与等津」については詳細不明ながら現在の「淀川」の河口付近にあった「津」と思われ、そこからやはり「水運」で「京」まで運んでいたようだが、しかし「大宰府」については「与等津」ではなく「難波津」に運ぶこととなっていたもの。(以下例)

・山陽道／播磨国陸路。駄別稻十五束。海路。自国漕『与等津』船賃。石別稻一束。挾抄十八束。水手十二束。自『与等津』運京車賃。石別米五升。但挾抄一人。水手二人漕米

・南海道／紀伊国陸路。駄別稻十二束。海路。自国漕『与等津』船賃。石別一束。挾抄十二束。水手十束。自余准播磨国。

・大宰府海路。自博多津漕『難波津』船賃。石別五束。挾抄六十束。水手卅束。自余准播磨国。…

「難波」「難波津」は外交の拠点ともいうべき場所であったものと思われ、「外交」が「諸国」つまり「附庸国」ではなく「本国」つまり「宗主国」の専権事項であったことを含んで考えると、上の記事の時代に「難波」に拠点を持っていた「王権」は「倭国王」そのものであったと考えられ、「難波」が「倭王権」の「直轄地」であったことが知られる。「筑紫」に対しての「窓口」としての機能が「難波」と「難波津」にあったものと思われる。また「古今集」の「仮名序」によれば「難波津」には「梅」があった。「梅」は「外来種」であり、現在でも特定の場所にしか存在していない。それらはいずれも人為的に植えられたものであり「根分け」されたもの。原産地は揚子江の南側とされており、また列島への招来は「倭の五王」の時代が想定される。派遣された倭国からの使者に対する返礼として「根分け（「梅鉢」のようなものか）」されたものとみられる。そのことから「梅」は「倭王権」と強く結びついていたものであり、当時は「倭王権」から「根分け」されたものが王権の象徴として「要所」に植えられたものと思われ、それが「なにはづ」に植えられていたこととなる。それは倭王権との関係を示す意味があったものであり、いわば「直轄地」ということを意味する「象徴」としてのものであったと思われ、そこが「倭王権」と直接つながる地域であることを周知する意味があったものと思われる。「難波津」と接続される「上町台地」上に「難波宮殿」を作ったものであり、それは「東方」への進出の「拠点」としたもの。しかしその時点の倭国王の過度な先進的施策に対する反感が倭国王権内部からも「附庸国」としての「近畿王権」からも出ていた。（東国国司詔による賞罰はその後緩和されており、妥協したものと推察できる）

4.「日本旧小国併合倭地」という表現から「首都の移動」と「大義名分」の移動が推察できる。つまり首都は「倭国」の首都である「筑紫」から「難波」の地へ移動したとみられる。（その主体は近畿の勢力と推察）加えてその「倭国」の大義名分は「日本国」へ継承されたとみられることとなる。形式上「倭国」は消滅したこととなるが、「筑紫」地域、つまり旧宗主国であり、首都があった地域の勢力がそれを全面的に受け入れたかは疑問。また「併合」というような事態が発生するためには「血筋」が絶えるというような事が起きたものと見られ、（ちょうど継体の時のように）遠縁の人間が選ばれて即位したことで「倭国王」となったものと考えられる。

5.この時の遣唐使は派遣の前年記事として「倭国王」が「国主」の座を去るという事変が

起きており、これと深く関係しているとみるべき。つまりこの時点で『書紀』で「皇太子」とされる人物により一種の「クーデター」が行われたとみられ、この時点で「日本国」自称しそれを「唐」に報告し認めてもらおうとしたとみる。それは「高宗」の配下の人間にとりなじみのないものであったものと思われ、『書紀』によれば派遣された「遣唐使」に対して「東宮監門郭丈挙」という人物から「日本国の地理及び初めの神の名称」について「全員」に問いかけがあったとされる。

夷蛮の国が朝貢に来た場合には「その国の地理や歴代王朝」などを聴き取る、というルールが「唐」にはあり（『唐会要』の「諸司応送史館事例」には「蕃国」の朝貢に際して「使至るごとに、『鴻臚』は土地、風俗、衣服、貢献、道里遠近、ならびにその主の名字を勘問して報ず」との規定があったことが書かれている）、通常このような尋問などは「鴻臚寺」（外務省）の官僚が行うものであるのに対してこの時は「東宮監門」が行っており、彼はこの「遣唐使団」に「何らかの危険性」を感じたが故にこのような「尋問」が行われたものと理解できる。逆に言うと窓口であり交渉担当である「鴻臚寺」は問題なく通過しているように見え、それは「日本国」が「倭国」と同一の王権であると判断したからと思われるが、「鴻臚寺」とは異なり「日本国」について「倭国」とは別の王権という認識が彼（あるいは東宮監門）という職掌として）にはあったこととなる。「東宮監門」は「東宮」つまり「皇太子」の宮の護衛を司る立場の人間であり、「皇帝」や「皇太子」に危害が及ぶ可能性や危険性を特に気にしたものと思われ、この「遣唐使団」に何か「不審」あるいは「危険」を感じたものという可能性がある。

この時の「長安城宮殿」の構造を見ると、「朱雀門」を入ってすぐ左に「鴻臚寺」があり、「尋問」が行なわれるとしたらここであったはず。しかし、彼等はここを通過してその先に進み「大極宮」の手前まで来たときに「右手」にあった「左衛監門」（その奥に「東宮」とその関係役所が控えていることから考えるとこれが「東宮監門」の役所であったと思われる。）にいたと思われる「郭丈挙」という人物に呼び止められ、異例とも言える尋問がそこにいた全員に対して行なわれたもの。

6. 「伊吉博徳書」の中では引率した「蝦夷」について「本国之朝」に「入貢」しているとされ（「大仙下津守連吉祥」の発言と推定）、この「本国之朝」とは「大伴部博麻」に対する持統の詔に出てくる「本朝」と同一と推察できる。この「本朝」については「筑紫朝廷」を意味するとすでに考察しており、「伊吉博徳書」の「本国之朝」についても同様に「筑紫朝廷」を意味すると見るのが相当であり、この時点で「倭国」が消滅したとは言えないことを示す。「博麻」の発言と「大仙下津守連吉祥」の発言とはほぼ同一時点のものであり、内容としても同一と思われる。ただし「蝦夷」に対する影響力は「小国」（附庸国）としての「近畿王権」が保有していたものと思われ。それは彼らが主体となって成立していた「難波朝廷」に継承されていたと思われる。

7.「博徳」達の帰国の時点では「朝倉の朝廷」に帰朝報告をしており、「本国の朝」ではないことに注意すべきであり、すでに「本国の朝」が機能していなかった可能性を示唆する。つまり「薩夜麻」達「筑紫朝廷」はその総力を集めて「高麗」の救援に向かっていたものであり、後を託されたのが「朝倉の朝廷」の主であったと考えられる。この「朝倉の朝廷」の主は「神社」の神木を切って仮宮を造営したものであり、それは「筑紫」の域外から来たいわば「よそ者」であったことを示すものとみる。(崇りにより彼女は亡くなったと受け取れる記述がある)

8.「斉明」の「詔」とされる中には「沙喙」という地名があり、これが「新羅」の地名であり、現在の「慶尚北道」に位置し、日本海に面した土地であると推定されていることを考えると、本来は「新羅」を攻めるという予定であったと思われる。しかし「薩夜麻」達は「唐軍」の捕虜になっている。当時唐軍がどこにいたかという「新羅」領内や「百済」領内にはいなかったと思われる。確かに「熊津」には「劉仁願」が都督として駐留していたが、唐軍の主流は「高麗」との戦いに参加中である。つまり「薩夜麻」たちは「高麗」の応援に行っていたものと考えられ、彼等が「唐」と「高麗」の戦いの中で捕虜になったとみるのが相当。このことから「斉明」の指揮下になく別行動をとっていたことが推察され、倭国王権としての行動と理解できる。

9.「百済」の遺臣から救援要請が来たことで「於天豊財重日足姫天皇七年救百済之役」が発動されることとなる。この「天豊財重日足姫天皇七年」とは「六六一年」を指すと思われますが、『書紀』で「救百済之役」という言葉に実態が該当するのは「御船西征。始就于海路。」という部分がそうであるとみられている。(春正月記事)これ以外には派遣記事も戦闘記事も出て来ない。しかし実際にはこの時点ですでに「筑紫」からは軍が派遣されていたとみるのが相当。それを示すのが同年の末尾記事として「是歳条」に「日本救高麗軍將等」の部分である。この記事巧妙にこの「日本救高麗軍等」が派遣された日付を隠蔽していますが、これは「斉明」が「西征」を開始した時点と同時とみるのが相当であり、前年に出された「斉明」の開戦の「詔」とされるものも実際には「薩夜麻」が出したものとみるべき。理由として「百済」が援軍を頼むとするとそれは「筑紫朝廷」以外に考えられず、「百済」と「倭国」の長年の関係を考えれば「百済」が「日本国」つまり「難波王権」に応援要請するとは考えられないこと。実際には「筑紫朝廷」に届いた要請であり、「筑紫朝廷」はそれに応え、軍を発動するとともに「斉明」の「難波王権」に対し支援するよう指示を出したとみるべき。

10.「筑紫朝廷」は「倭国王権」として出陣していたもの。それは彼ら高麗への援軍の主体が「筑紫朝廷」の周辺のほぼ直轄領域からだけであったことが、捕囚から解放されて帰国した者たちの出身がほぼ筑紫とその周辺の地域であったことから推察できる。(「筑紫」

「肥後」「伊豫」「讃岐」「筑後」等) また「薩夜麻」と同時に捕囚となったという「大伴部博麻」の存在で明らかなように「大伴部」が「大伴氏」の「部民」であり「陸奥出金詔」で言及されたように「倭国王」の親衛隊として「大伴氏」が彼らを率いて「倭国王」をガードしていたと見れば「薩夜麻」が「倭国王」であると推定できる。その後捕囚となっていた「薩夜麻達」の解放と帰国が「唐」の後押しによるのは明らかであり、唐の意思として「倭国」再興が彼らの目的であったとみるべきであり、それが現れているのが『善隣国宝記』の「菅原在良」の上奏に現れている「日本国天皇」への表と同時に持参した「倭国王」への表であり、それは唐として日本国天皇号の使用停止と倭国王への差し戻しを意味すると思われる。

11.その後「唐」のバックアップを承けて「壬申の乱」という倭国王権の再興を掛けた戦いの後「日本国」はいったん滅びることとなる。この時の「大海人」の軍勢と「薩夜麻」が陣頭に立ち指揮していたとみられる「百済を救う役」の派遣軍とがほぼ同一氏族であることなど各種の徴証から「薩夜麻」と「大海人」の類似が強く疑われる。たとえば「薩夜麻」の場合明らかにその直接統治範囲は「筑紫」とその周辺であるのに対して、壬申の乱に軍を発するよう近江朝廷から「符」を出されているのが「筑紫」「吉備」地域であり、いずれも「大海人」と「以前より親しかった」とされ、つまり勢力範囲もほぼ同等と思われる。さらに「大海人」の最初の妻は「宗像君」の娘であり、子供も「筑紫」で生まれている(草壁、大津、高市)、また「大海人」の葬儀の際の「壬生」の「誄」(しのびごと)は「大海氏」が行っているが、彼は「阿曇氏」と同族であり、彼が幼少の時「筑紫」にいたことが知られる。「壬申の乱」後「難波」も含め「倭国王権」の指揮下に戻ったものであり、そのまま「倭国王権」の首都として「難波」が機能していたとみる。(筑紫は「古京」となった)(その後六七八年に発生した「筑紫大地震」により「筑紫」地域に被害があったことから被害の少なかった各種の建物が「飛鳥」周辺に移築されたとみられる。)

12.その後「西日本大震災」により特に近畿で大きな被害があったものであり、その時点で「飛鳥」へ一時的に遷宮したと思われる。(もともと「飛鳥」は「倭国王権の直轄地」と推定)そして「徳政令(借金の棒引き)」等による救済も含めて倭国王権として種々の政策を実行する中で「朱鳥」改元と「日本国号」への変更を行い、新体制へ移行したもの。また包括的には「庚寅年の改革」として実施された。そこには「地名」の変更(たとえば『播磨風土記』には「庚寅年」に「里名」変更記事が複数ある)や「戸籍」の改定(「庚寅年籍」作成)が行われたとされるが、これは「大地震」による「浮浪者」等が多量に発生したことから、改めて人民の所属を確定させる必要が出たためと考えられるが他方「日本国」として帰属する人民の戸籍を確定させる意味もあった。「岸俊男氏」による「大宝二年戸籍」の研究から、「干支」にちなんだ命名法が一般化したのが「庚寅年」からと考えられること。そしてその際何らかの理由により「一年ズレ」現象(生年の翌年の干支を名

前に使用する)が起きたこと。そして、この「ズレ」が「大宝二年」以降解消しており、このことから「丙申」にも造籍が行われたことと推察され、「持統王権」の治世下で「六年に一度」の造籍が定められていたこと、それが『大宝令』に引き継がれたことなどが判明する。

(参考)

(※1) 岸俊雄「戸籍記載の女子年齢に関する疑問」(『古代籍帳の研究』塙書房一九七九年所収)

(※2) 久武綾子「古代の戸籍 -日本古代戸籍の源流-」(『愛知教育大学研究報告』40一九九一年二月)

13.「庚寅年」の改革を行い新体制の中心となっていた持統・文武の死去により元明王権が前王権の否定により現在へつながる日本国王権となったもの。「元明」は庚寅年の改革に否定的であり(例えば「持統」が「親による子の身売り」を認める「詔」(六九一年)五年…三月壬申朔…癸巳。詔曰。若有百姓弟爲兄見賣者。從良。若子爲父母見賣者。從賤。若准貸倍沒賤者從良。其子雖配奴婢。所生亦皆從良。)を「刑部省細則」で否定している。

(「延喜式卷二十九 刑部省二十七 凡父母縁貧窮売兒爲賤、其事在己丑年以前、任依元契、若売在庚寅年以後及因負債被強充賤并余親相売者皆改爲良、不須論罪、其大宝二年制律以後依法科断…)「持統」の詔では「兄が弟を売る場合売られた弟は「良」として扱うが、父母が子を守る場合売られた子供は「賤」として扱うとしているのに対して「細則」では「己丑年以前」に行われた父母による子売って「賤」の身分にする行為についてはその善悪も含め問わないが、その翌年の「庚寅年」以降の同様の行為については「罪」には問わないものの「賤」とされた「子」は「良」へ戻すとされ、「大宝律令」を制定した王権は「庚寅」年の「詔」による規定を「(自分たちとは別の)前王朝のなしたこと」として、それを継受することを避けたものであり、「遡及」して「無効」とし、さらに「大宝二年以降」については「新律」により全面的に禁止とするというもの」つまり「持統」の「詔」を「遡って」否定している点が重要。さらに彼らのために作られたとみられる「藤原宮殿」を解体し、部材を「平城宮」建設に充て、「藤原宮」を「なかったこと」にしようとした。(実質的に「藤原宮」の「大極殿」はほとんど使用されなかったとみられる。)